

令和4年度 ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査

令和6年4月

公益財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会



## ごあいさつ

この度、「ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査」を実施いたしましたのは、当事者団体として直面する様々な課題の解決や軽減のために、このデリケートな問題の実態を定量的に確認したいとの当連合会の若年層による部会である「母子部」の役員や職員たちの強い思いからでした。

実施に当たっては、青森県より委託を受けております「青森県ひとり親家庭等就業・生活支援事業」のメニューと連合会事業との合同事業として実施しましたが、非常にデリケートな問題であることから、当連合会のネットワークによる対象者との信頼関係が基本となっています。

結果を見ますと、離婚には経済的問題が原因である例が多く、またDVや家族の問題など、様々な原因が複合的に重なり合っている実態が数字を通して見えてきました。ここから現在社会問題となっております養育費、面会交流、共同親権についての課題のほか、女性の働き方やひとり親家庭の住居に関する課題等も確認できました。本調査の結果を皆様と共有し、直面する課題解決ため、今後の活動に邁進してまいりたいと思います。

調査に当たっては、十分に検討したつもりでしたが、素人のこととて、様々な不足な部分がありましたにもかかわらず、集計・分析において、日頃より当連合会に対しご協力をいただいております、青森明の星短期大学最上和幸副学長と青森県立保健大学齋藤史彦准教授には多くのご指導、ご助言をいただきました。また、貴重なご寄稿もいただきました。両先生には深く感謝を申し上げます。

そして、アンケートにご回答をいただきました皆様には、お忙しい中、かつデリケートな内容であるにもかかわらずご協力をいただきましたことに心より御礼申し上げますとともに、今後とも皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

令和 6 年 4 月 吉日

公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会  
会 長 秋田谷 洋 子

## 目 次

ごあいさつ

○概要	1
○調査結果	3
・問1 あなたが「ひとり親家庭」になった理由は次のどれに該当しますか	3
・問2 離婚時または出産時（未婚の方）の相手方の職業は次のどれに該当しますか	7
・問3 離婚時または出産時（未婚の方）のあなたの職業について、次のどれに該当しますか	8
・問4 離婚時または出産時（未婚の方）のあなたの貯蓄について、次のどれに該当しますか	10
・問5 離婚時または出産時（未婚の方）の住居について、次のどれに該当しますか	12
・問6 養育費の話し合いについて、次のどれに該当しますか	13
・問7 面会交流の取り決めについて、次のどれに該当しますか	19
・問8 相手方は現在仕事をしていますか	24
・問9 養育費について、どうすればもらいやすくなると思いますか。どのような支援や制度を希望しますか	25
・問10 共同親権についてどう思いますか	28
○全体を通して見えたこと	35
○寄稿「ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査」に寄せて	45
○アンケート用紙	51

# 令和4年度「ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査」の概要

公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会

## 1 調査の目的

当連合会の会員及び事業参加者等を対象に離婚の原因、離婚時の経済状況等について調査し、その実態を把握することにより、必要とされている支援・施策に係る要望を聴するとともに、養育費の確保、面会交流の安定的実施及び共同親権に対する見解等をまとめ、今後の政策提言や要望活動等に活かすことを目的とする。

## 2 調査の実施方法

### (1) 調査主体

公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会（以下「県母連」という。）

### (2) 調査の対象

市町村母子寡婦福祉会に所属する母子会員及びクルー会員<sup>注</sup>並びに県母連が主催するひとり親家庭等就業支援講習会参加者等で、末子が専門学校・短期大学・大学等へ通う者を扶養する親 278名

（内訳） 母子家庭 272名（97.8%） 父子家庭 6名（2.2%）

### (3) 調査の方法

調査主体が、市町村母子寡婦福祉会を通じて又は直接、対象者にアンケートの協力を依頼し、QRコードから調査フォームに接続し回答してもらった。（Webアンケート）

### (4) 調査期間 令和5年1月4日 から 令和5年2月6日

### (5) 有効回答数 105件 回答率 37.8%

なお、回答数のうち1件は、共同親権に関する部分のみ回答があったため、集計データからは除き、自由意見の欄に掲載している。

## 3 主な調査項目

- ① ひとり親になった理由、離婚の原因について
- ② 離婚時の相手方の職業について
- ③ 離婚時の本人の職業について
- ④ 離婚時の本人の貯蓄について
- ⑤ 離婚時の本人の住居について
- ⑥ 養育費について
- ⑦ 面会交流について
- ⑧ 現在の相手方の仕事について
- ⑨ 養育費支援に関する希望について
- ⑩ 共同親権について

#### 4 調査の公表と活用

##### (1) 調査結果の公表

県母連のホームページで公表する。

##### (2) 調査結果の活用

ひとり親家庭の支援活動や政策提言及びひとり親家庭に関する社会の理解を深めるための活動に活用する。

#### 5 謝辞

本調査の集計・分析に当たり、御協力及び御助言をいただきました青森明の星短期大学最上和幸副学長、青森県立保健大学齋藤史彦准教授には、心から感謝申し上げます。

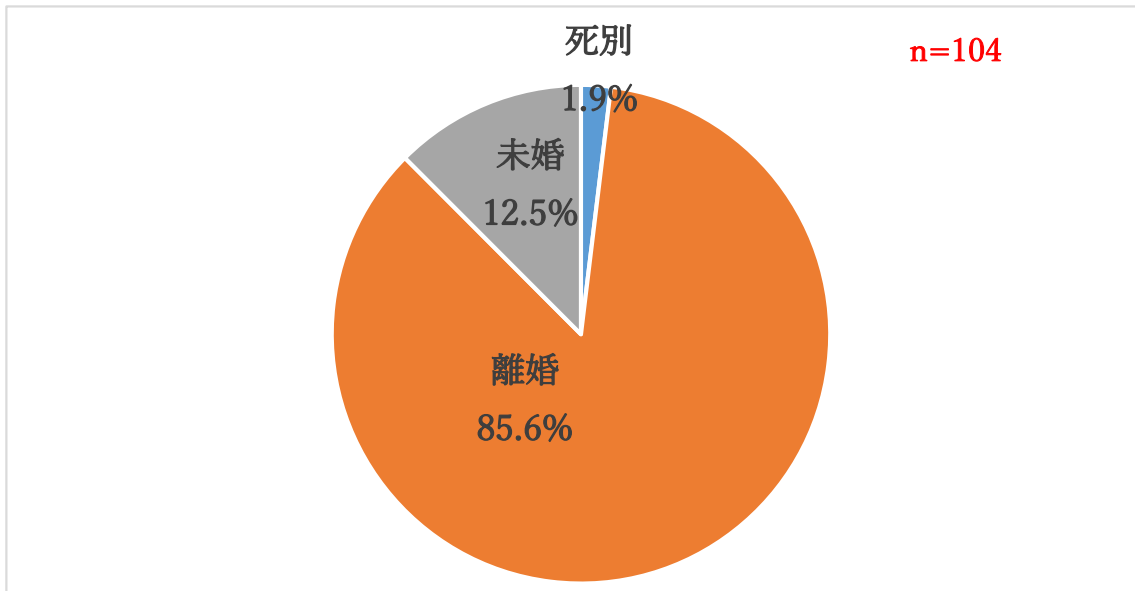
注) クルー会員：母子寡婦福祉会がない市町村に居住する母子家庭等で県母連に直接所属している者

#### <参考文献>

- 1) 青森県(2019)「青森県親子等生活実態調査(令和元年11月1日現在)」
- 2) 青森県(2014)「青森県ひとり親家庭等実態調査(平成26年11月1日現在)」
- 3) 青森県(2009)「青森県ひとり親家庭等実態調査(平成21年9月1日現在)」
- 4) 厚生労働省(2022)「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」
- 5) 法務省養育費不払い解消に向けた検討会議(2020)「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策(中間とりまとめ～運用上の対応を中心として～)(令和2年9月9日)」
- 6) 法務省養育費不払い解消に向けた検討会議(2020)「養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ(～子どもたちの成長と未来を守る新たな養育費制度に向けて～)令和2年12月24日」
- 7) 葛西リサ(2017)「母子世帯の居住貧困」日本経済評論社
- 8) 法制審議会家族法制部会(2024)「家族法制の見直しに関する要綱案(令和6年1月30日)」

## 問1 あなたが「ひとり親家庭」になった理由は次のどれに該当しますか。

ひとり親家庭になった原因は、「離婚」が85.6%、「未婚」が12.5%となっている。



1	死別	2	1.9%
2	離婚	89	85.6%
3	未婚	13	12.5%

104 件

「死別」を選んだ方はここで終了します。なお、死別によることで、これまで困難であったことなどは、別途お伺いする機会を設けたいと思いますが、ここで伝えたいことがあればご記入ください。

・死別ではないのですが、離婚後数年してから直系血族である息子宛に親権者である私経由で税金滞納の請求と死亡通知が届いた時には、相続放棄の手続きに少し手間取りました。

## 【考察】

ひとり親家庭になった原因は、離婚は85.6%と近年の状況と同様の傾向がみられるが、未婚は12.5%となっている。平成26年度の青森県ひとり親家庭等実態調査<sup>1)</sup>で未婚は7.6%であり、令和元年度の同調査<sup>2)</sup>では10.1%である。調査対象のベースが違うため単純な比較はできないが、本調査においては、未婚によるひとり親家庭の割合が高くなっている。

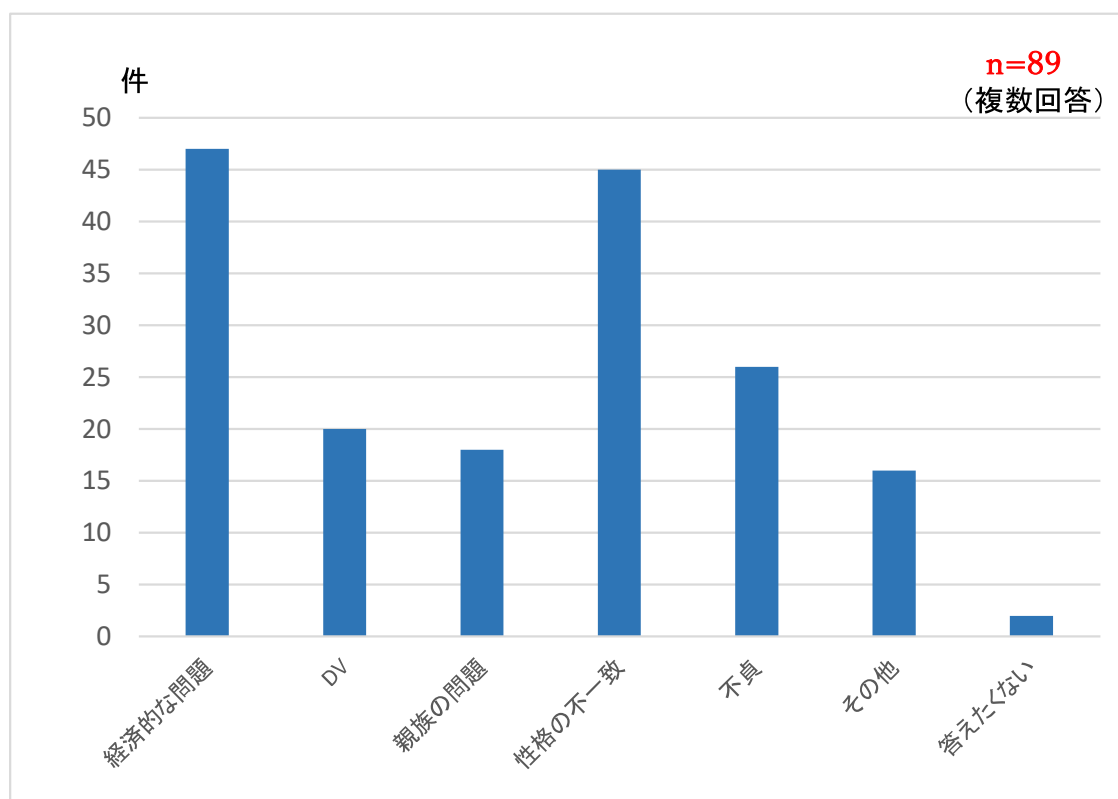
1) 青森県(2014)「青森県ひとり親家庭等実態調査(平成26年11月1日現在)」

2) 青森県(2019)「青森県親子等生活実態調査(令和元年11月1日現在)」

「離婚」を選んだ方へお聞きします。

問1-2 離婚の原因は次のどれに該当しますか。(複数回答可)

「離婚」を選んだ方89名がすべて回答し、174件の回答があった。経済的な問題が47件で回答者の52.8%、次いで性格の不一致が45件で50.6%、不貞が26件で29.2%、DVが20件で22.5%、親族の問題が18件で20.2%、その他が16件で18.0%となっている。その他には、借金や浮気、暴力など選択肢に含まれている理由も挙げられている。



1	経済的な問題	47	52.8%
2	DV	20	22.5%
3	親族の問題	18	20.2%
4	性格の不一致	45	50.6%
5	不貞	26	29.2%
6	その他	16	18.0%
7	答えたくない	2	2.2%

回答総数 174 件 回答者 89 人



## ○借金

- ・元旦那の借金

## ○暴力

- ・息子の目の前で馬乗りになり、首を絞められた時に離婚を決意しました。

## ○家族関係・子どもへの愛情

- ・子離れできない義母と上手くやれなかった。
- ・養子縁組をした子に対して愛情が感じられなかった。
- ・子供への関心の無さ。

## ○生活時間の不一致

- ・生活時間の不一致。

## ○浮気

- ・浮気

## ○犯罪・薬物・依存症など

- ・犯罪
- ・犯罪を犯したから。
- ・警察に捕まったから。
- ・薬物
- ・飲酒によるトラブル
- ・パチンコ依存症で、働かなくて。
- ・相手方が精神的におかしくなってしまう仕事も勝手に辞めて問いただしても嘘をつく始末で乳飲み子を抱えて共倒れになっては子供のためにならないと考え離婚を決意。

## ○その他の理由

- ・旦那さんが占いの将来を聞いた結果。
- ・説明難しい。

## 【考察】

離婚の原因については、89名の回答者から174件の回答が寄せられた。離婚の原因は単純ではないことが分かる。「経済的な問題」を選択した方は47名だが「その他」として「元旦那の借金」があり実質48名である。回答者の半数以上が「経済的な問題」を挙げている。「DV」は20名となっているが、「その他」として「息子の目の前で馬乗りになり、首を絞められた時に離婚を決意しました。」とあり、実質的には21名の23.6%となる。「その他」では、「警察に捕まった」「犯罪を犯した」「飲酒によるトラブル」「薬物」「パチンコ依存で働かない」などの記述があり、「経済的な問題」、「DV」などと合わせ、平和で安定した生活ではなかったことを象徴している。

一方、「性格の不一致」は50.6%となっており、これも5割を超えている。「性格の不一致」を選択した45名のうち23名(51.1%)は同時に「経済的な問題」を選択している。経済問題は、互いの生き方のズレを生ずる原因ともなっていると思われる。

## [問1-2 離婚の原因(クロス集計)]

(単位:件)

区分	重複している理由							重複している個数						
	経済的な問題	D V	親族の問題	性格の不一致	不貞	その他	計	単一	2つ	3つ	4つ	5つ	計	
1 経済的な問題	47		9	12	23	12	10	66	13	13	13	5	3	47
2 DV	20	9		7	12	7	1	27	5	4	4	4	3	20
3 親族の問題	18	12	7		13	4	3	27	2	5	2	6	3	18
4 性格の不一致	45	23	12	13		14	6	45	10	14	12	6	3	45
5 不貞	26	12	7	4	14		3	28	6	6	10	2	2	26
6 その他	16	10	1	3	6	3		13	2	8	4	1	1	16
7 答えたくない	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
計	174	66	36	39	68	40	23	206	40	50	45	24	15	174

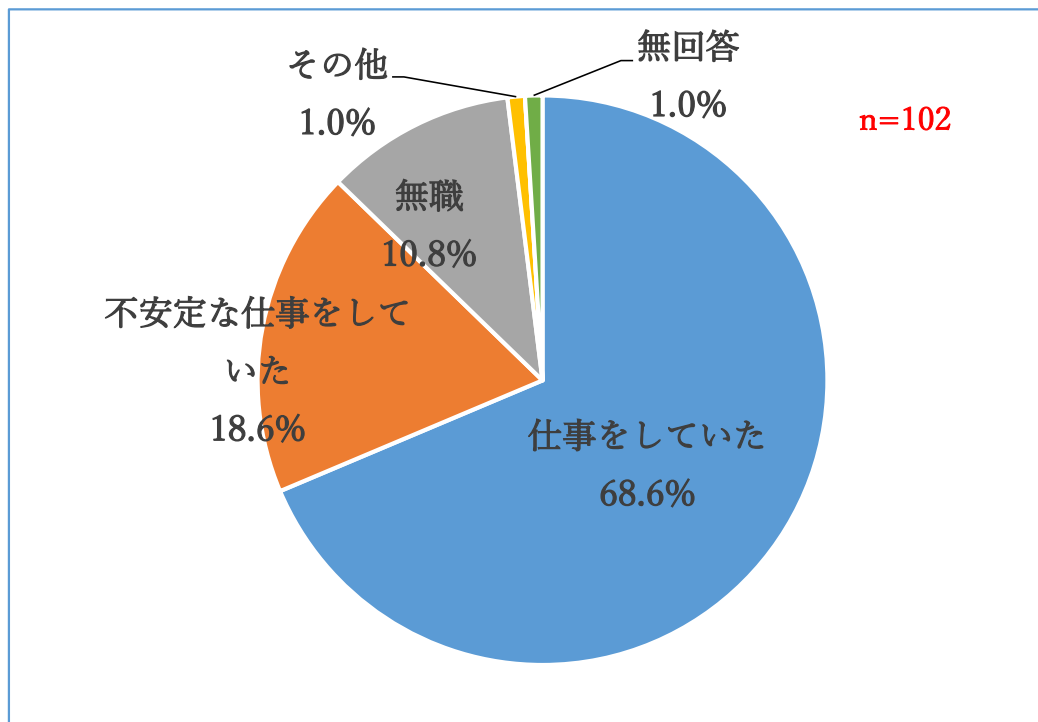
(単位:%)

区分	重複している理由							重複している個数						
	経済的な問題	D V	親族の問題	性格の不一致	不貞	その他	計	単一	2つ	3つ	4つ	5つ	計	
1 経済的な問題	47		19.1	25.5	48.9	25.5	21.3	-	27.7	27.7	27.7	10.6	6.4	100.0
2 DV	20	45.0		35.0	60.0	35.0	5.0	-	25.0	20.0	20.0	20.0	15.0	100.0
3 親族の問題	18	66.7	38.9		72.2	22.2	16.7	-	11.1	27.8	11.1	33.3	16.7	100.0
4 性格の不一致	45	51.1	26.7	28.9		31.1	13.3	-	22.2	31.1	26.7	13.3	6.7	100.0
5 不貞	26	46.2	26.9	15.4	53.8		11.5	-	23.1	23.1	38.5	7.7	7.7	100.0
6 その他	16	62.5	6.3	18.8	37.5	18.8		-	12.5	50.0	25.0	6.3	6.3	100.0
7 答えたくない	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
計	174	-	-	-	-	-	-	-	23.0	28.7	25.9	13.8	8.6	100.0

これ以降は「離婚」「未婚」を選んだ方へお聞きします。

問2 離婚時または出産時(未婚の方)の相手方の職業は次のどれに該当しますか。

「仕事をしていた」が68.6%で、「不安定な仕事をして  
いた」が18.6%、「無職」が10.8%となっている。



1	仕事をしていた	70	68.6%
2	不安定な仕事をして いた	19	18.6%
3	無職	11	10.8%
4	その他	1	1.0%
5	答えたくない	0	0.0%
6	無回答	1	1.0%

102 件

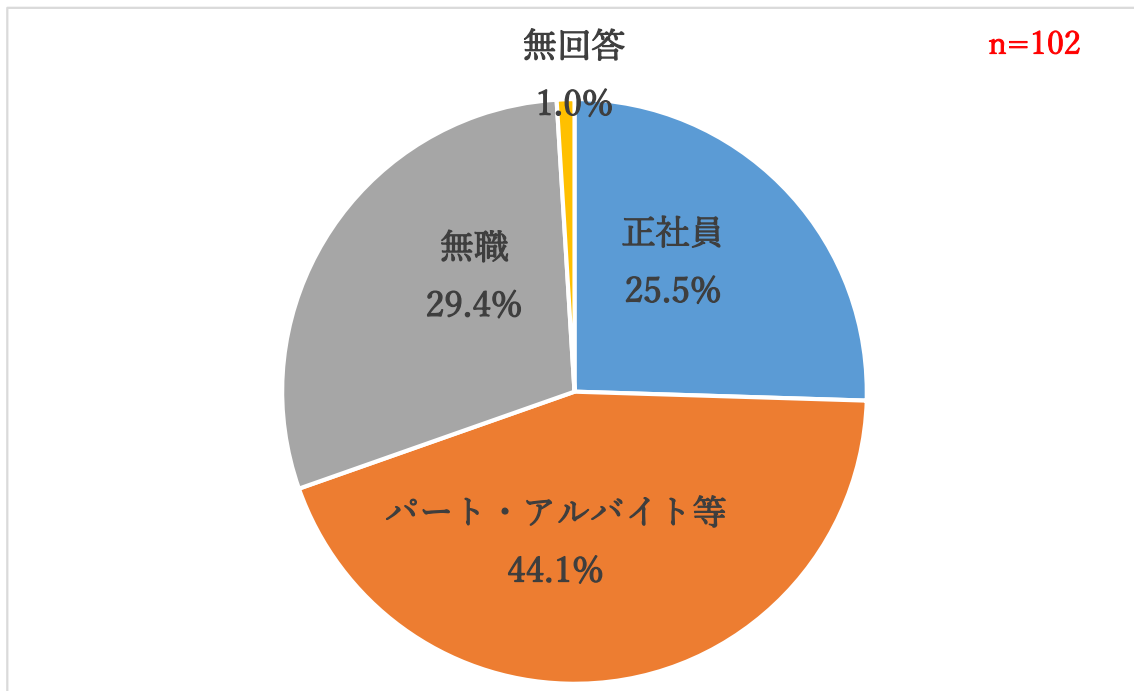
〈その他〉  
・会社経営

【考察】

離婚時等に、「仕事をしていた」が68.6%に対し、「不安定な仕事をして  
いた」18.6%「無職」10.8%を合わせると29.4%となり、約3割の回答者の  
相手方は、経済的に安定していなかったことがわかる。

問3 離婚時または出産時(未婚の方)のあなたの職業について、次のどれに該当しますか。

「正職員」が25.5%となっている一方、「パート・アルバイト等」が43.3%、「無職」が28.8%となっている。



1	正社員	26	25.5%
2	パート・アルバイト等	45	44.1%
3	無職	30	29.4%
4	無回答	1	1.0%

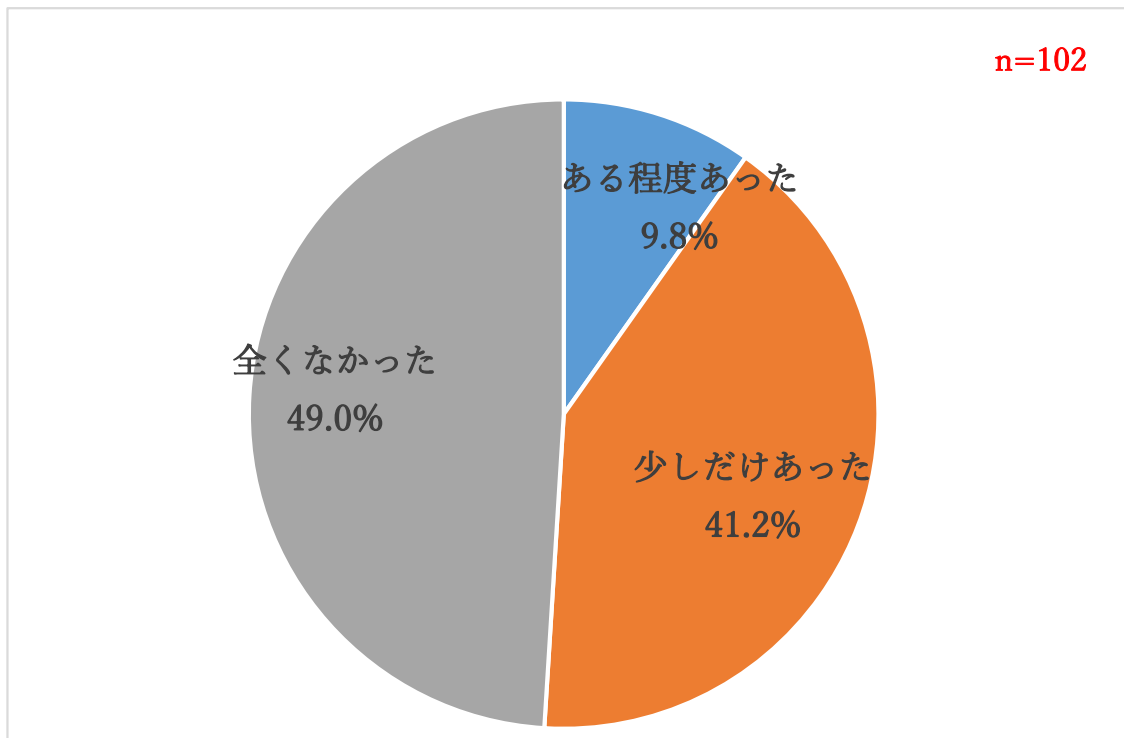
102 件

#### 【考察】

離婚時等の職業については、25.5%の人が「正職員」として働いている一方、「パート・アルバイト等」の方は44.1%で、「無職」の方は29.4%である。「パート・アルバイト等」の方と「無職」の方を加えると、73.5%となる。調査対象の97.8%が母子家庭であることを考えると、結婚後・あるいは出産後の女性の働き方の実態が浮き彫りとなり、女性の働き方のM字カーブが、ここでも確認できる。

問4 離婚時または出産時(未婚の方)のあなたの貯蓄について、次のどれに該当しますか。

「ある程度あった」が9.8%と1割弱に対して、「少しだけあった」が41.2%、「全くなかった」が49.0%となっている。



1	ある程度あった	10	9.8%
2	少しだけあった	42	41.2%
3	全くなかった	50	49.0%

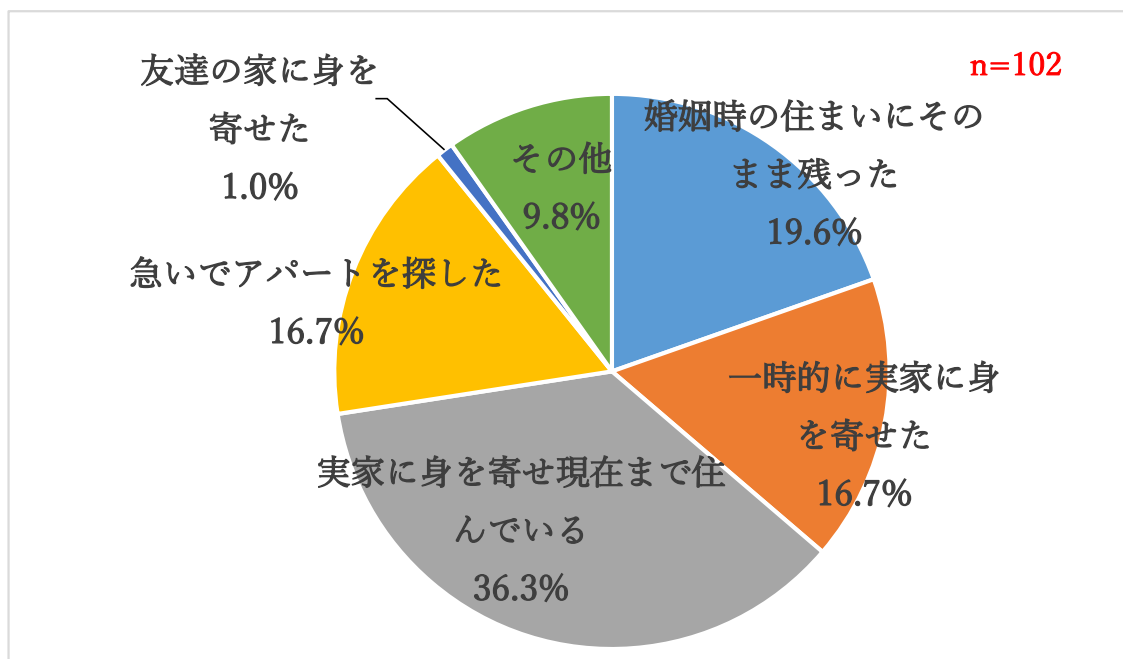
102 件

**【考察】**

貯蓄が「ある程度あった」方が9.8%と1割弱に対して、「全くなかった」方は49.0%であり、離婚の原因の「経済的な問題」の割合52.8%とほぼ合致し、離婚時・出産時の生活に経済的余裕がなかったことがわかる。

問5 離婚時または出産時(未婚の方)の住居について、次のどれに該当しますか。

「実家に身を寄せ現在まで住んでいる」が36.3%と最も多いが、「結婚時の住まいにそのまま残った」が19.6%、「一時的に実家に身を寄せた」と「急いでアパートを探した」が16.7%、「友達の家に身を寄せた」が1.0%となっている。



1	結婚時の住まいにそのまま残った	20	19.6%
2	一時的に実家に身を寄せた	17	16.7%
3	実家に身を寄せ現在まで住んでいる	37	36.3%
4	急いでアパートを探した	17	16.7%
5	友達の家に身を寄せた	1	1.0%
6	その他	10	9.8%

102 件

〈その他〉

- ・調停離婚だったため、期間を設けて結婚時の住まいに住み、期日までに住むところを探し退去した。
- ・自分で借りていたアパートに住んでいた。
- ・市営住宅に当たった。
- ・母子生活支援施設に入居させていただいた。
- ・財産がなく、住むところもない1人親の為の施設（正式な名称が思い出せませんが弘前市ではひまわり荘でした。）

- ・ 出産時は実家に住んでいたが、親と合わなかったため現在は公営住宅をかりています。
- ・ 実家に住んでいたが、両親が高齢になり一緒に生活が出来なくなりアパートに引っ越した。離婚後10年は両親と住んだ。
- ・ 数ヶ月の間友達の家と親戚の家に身を寄せてから、実家に戻り現在まで住んでいる。
- ・ 親が家を買ってくれた。

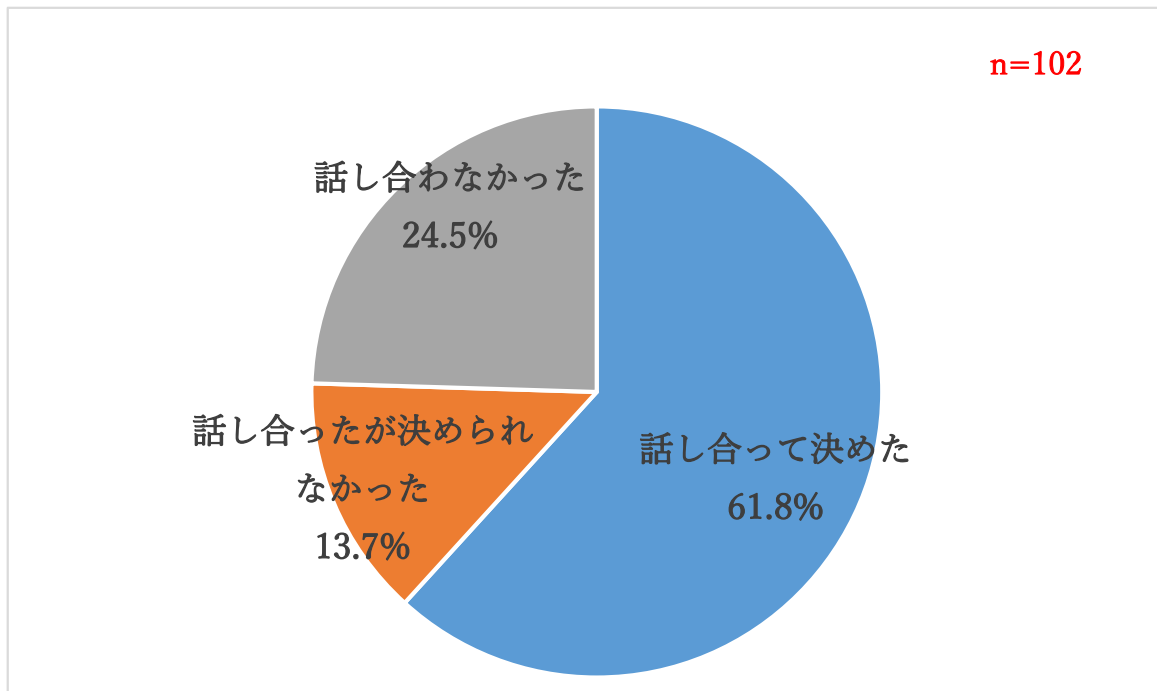
**【考察】**

住居については、「実家に身を寄せ現在まで住んでいる」が36.3%と最も多いが、これに「急いでアパートを探した」16.7%、「一時的に実家に身を寄せた」16.7%、「友達の家身を寄せた」1.0%も合わせると約7割の方が身内や知人を頼らなければならないなど、離婚直後の住居に困った状況が分かる。

離婚直後の行き場所を失ったひとり親家庭への住居の支援として、公的住居の優先的入居などの優遇措置があるが、現実的には空室が無い、職場や保育園との距離等の利便性の悪さにより、入居には至らないなどの課題がある。同居する家族の年収が児童扶養手当の所得制限に影響するにもかかわらず、離婚時のまま実家に住んでいる方が4割近くあるのは、優先的入居が効果的に機能していないことも理由の一つではないか。ひとり親家庭の安定した住居の支援については、母子生活支援施設の拡充やシェアハウスの設置など多様な支援が望まれる。

## 問6 養育費の話し合いについて、次のどれに該当しますか。

「話し合って決めた」が61.8%、「話し合わなかった」が24.5%、「話し合ったが決められなかった」が13.7%となっている。



1	話し合って決めた	63	61.8%
2	話し合ったが決められなかった	14	13.7%
3	話し合わなかった	25	24.5%

102 件

## 【考察】

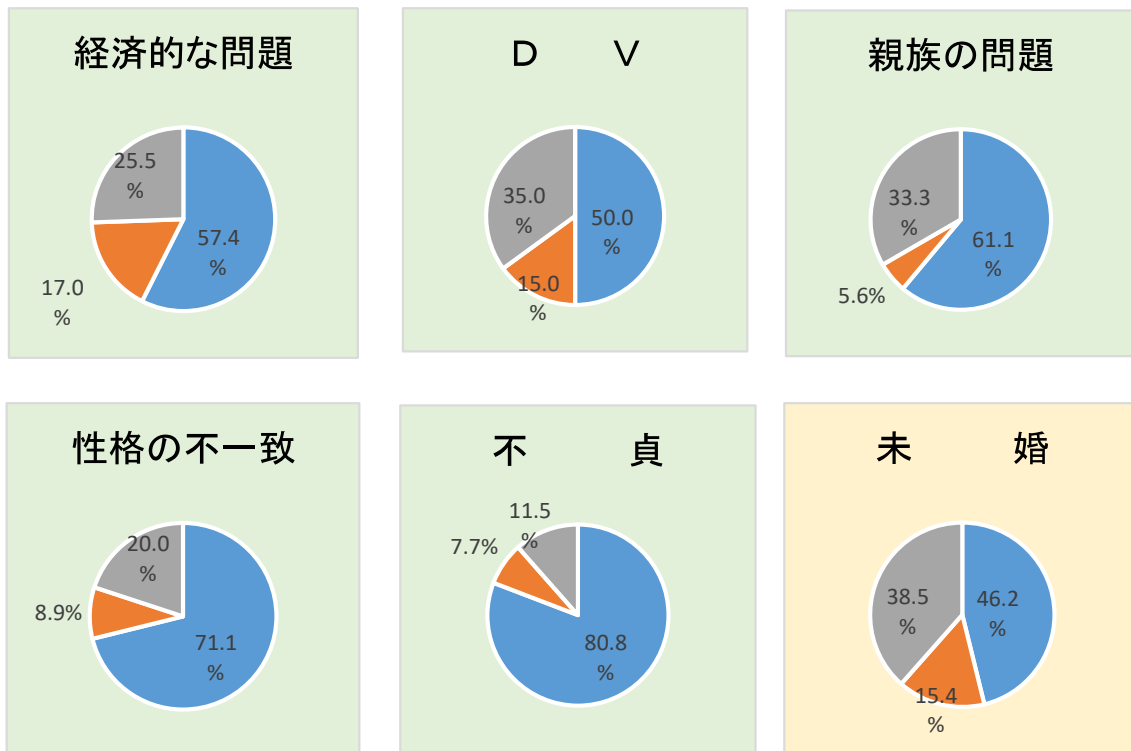
養育費については、61.8%が「話し合って決めた」としている。平成21年度の青森県ひとり親家庭等実態調査<sup>1)</sup>においては30.7%、平成26年度同ひとり親家庭等実態調査<sup>2)</sup>では42.4%、令和元年度同調査<sup>3)</sup>では45.4%となっており、本調査結果はそれを上回る数値となっている。

これまでの啓発活動の効果はあると考えられるが、養育費を社会常識として根付かせるためにも、テレビCMやSNSなども利用した更なる啓発が必要である。

- 1) 青森県(2009)「青森県ひとり親家庭等実態調査(平成21年9月1日現在)」
- 2) 青森県(2014)「青森県ひとり親家庭等実態調査(平成26年11月1日現在)」
- 3) 青森県(2019)「青森県親子等生活実態調査(令和元年11月1日現在)」



[問6 養育費の話し合いについて、次のどれに該当しますか。(離婚の原因別集計)]



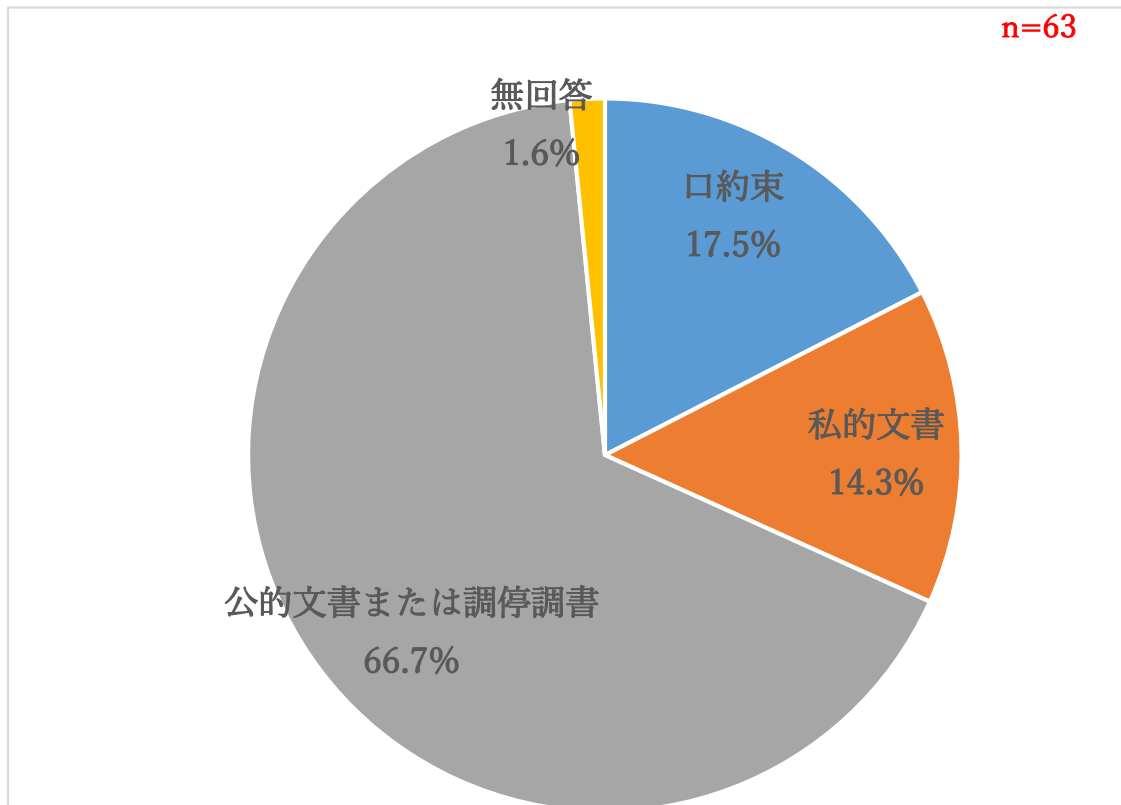
話し合っただけで決めた
  話し合ったが決められなかった
   
 話し合わなかった

(単位: 上段 件数, 下段 %)

区 分	話し合っただけで決めた	話し合ったが決められなかった	話し合わなかった	計
1 離	27	8	12	47
	57.4	17.0	25.5	100.0
	10	3	7	20
2 D V	50.0	15.0	35.0	100.0
	11	1	6	18
	61.1	5.6	33.3	100.0
3 親族の問題	32	4	9	45
	71.1	8.9	20.0	100.0
	21	2	3	26
4 婚 性格の不一致	80.8	7.7	11.5	100.0
	6	2	5	13
	46.2	15.4	38.5	100.0
5 未 貞	6	2	5	13
	46.2	15.4	38.5	100.0
	6	2	5	13
6 未 婚	46.2	15.4	38.5	100.0
	6	2	5	13
	46.2	15.4	38.5	100.0

問6-2 「話し合って決めた」を選んだ方は、どのような決め方に該当しますか。

「公文書または調停調書」が66.7%で、「口約束」が17.5%、「私的文書」が14.3%となっている。



1	口約束	11	17.5%
2	私的文書	9	14.3%
3	公的公文書または調停調書	42	66.7%
4	無回答	1	1.6%

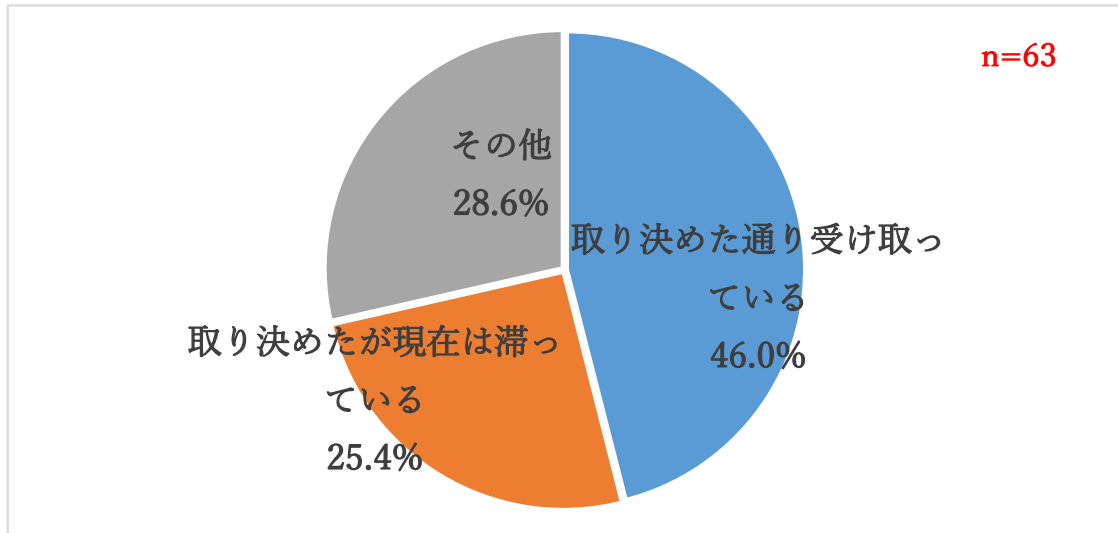
63 件

**【考察】**

養育費の決め方については、「公文書または調停調書」が66.7%で、「口約束」及び「私的文書」は、それぞれ17.5%、14.3%となっており、取り決めた方の中の3割以上が法的効力のある取り決めをしていない。養育費の取り決めに関する啓発活動では、法的効力のある取り決めの必要性について強い発信が必要である。

問6-3（「話し合っで決めた」を選んだ方へ）さらに、現在のことをお聞きします。養育費は現在も受け取っていますか。

取り決めた通り受け取っているのは、「話し合っで決めた」63名のうち29名と半数近くの46.0%となっている。また、「取り決めたが現在は滞っている」が25.4%となっている。



1	取り決めた通り受け取っている	29	46.0%
2	取り決めたが現在は滞っている	16	25.4%
3	その他	18	28.6%

63 件

〈その他〉

○受け取っていない

- ・取り決めたが受け取れていない。
- ・取り決めたがもらっていない。
- ・受け取っていない。
- ・10年以上前に病気して無職を理由に養育費を払わなくなった。
- ・調停をしたが払うことを拒まれた。
- ・調停で幾らかでも支払って欲しい旨は伝えたが退職（原文のママ）に就くまでは無理だと今も受け取ってはいない。

○相手の再婚

- ・相手が再婚した。
- ・相手が再婚した。
- ・相手の再婚により減額された（調停により）。
- ・取り決めたが相手が仕事を辞めて払えないと調停をおこされた。働いて収入を得たら連絡することになっているが一切ない。その間に相手が再婚した。

○請求しなかった

- ・こちらが親権を取得することを条件に、養育費の請求はしなかった。また、私の親

に対して、元配偶者が借金があったため、そちらの返済については取り決めたが、数回で返済はされなくなり、こちらから請求もしなかった。

- ・『認知・養育費とも要らない』がこちらの提示だから。
- ・兄弟がバラバラになった為、養育費は相殺となり受け取らない。

#### ○18歳になったため

- ・18歳迄の約束。
- ・息子が高校を卒業したと同時に、養育費をくれなくなった。

#### ○その他の理由

- ・現在大学生の子がいるが、大学入学以降、取り決めた額より多く受け取っている。
- ・兄弟で父親が違うため上の子はもらえているが、下の子は取り決めもなく、養育費ももらったことがないため。
- ・養育費の金額に納得はできなかったが、調停離婚が成立しないため、提示された金額で離婚を決めた。養育費が遅れたこともあったが、払ってはくれています、養育費ができるような額ではないのに養育費と言えるのが疑問です。

#### 〈取り決めた通り受け取っている〉で「その他」に記載があったもの

- ・養育費減額調停中。

#### 【参考】

##### ○問6で「話し合ったが決められなかった」を選び「その他」に記載があったもの

- ・相手に拒否された。お金が無いと言われて逃げられる。
- ・払え無いの一言。
- ・今まで一度も受け取ったことがないです。
- ・養育費は貰っていない（養育費の話し合いも出来ないまま、元夫が再々婚してしまった為）。

##### ○問6で「話し合わなかった」を選び「その他」に記載があったもの

- ・養育費は払わないと言われた。
- ・貰わなかった。
- ・はじめから受け取るつもりはありませんでした。とにかく、離れて生活する事が子供のためと思いました。
- ・養育費は要らないから離婚して欲しかった。自分で稼ぐから必要ない。
- ・再婚で子供達は私の連れ子なので養育費はもらう義理がないと思いました。
- ・自分に非があるので養育費はない。

#### 【考察】

養育費を「取り決めた通り受け取っている」のは、「話し合っただけ」63名のうち29名（46.0%）と半分に満たない。全体（n=102）の割合で見ると28.4%である。「その他」の記述をみると、「相手方の再婚」「仕事を辞めた」「病気をした」など、取り決め後の相手方の生活の変化によって、養育費の受け取り状況が変わっている。こうした実例を踏まえた、取り決め方の詳細な助言や指導は更に必要である。様々な支援団体に寄せられる相談はその実態を知るうえで貴重であり、資料として採用して欲しい。

また、「話し合っただけ」以外の回答者が、「その他」の欄に養育費を受け取っていない理由の記載があったので、参考までに掲載した。相手方に対する不満や自身の事情など、養育費決定に係る事情は、個々により実に様々であり、当事者たちの内的葛藤も読み取れる。

問6-4 「話し合ったが決められなかった」を選んだ方は、決められなかったのは何故ですか。ご記入ください。

---

○話し合いにならない

- ・話し合いにならなかった。
- ・元旦那の親（義母）がしゃしゃり出て、話し合いにならなかった。
- ・定職もなく話しにならない。

○音信不通

- ・公的文書を作成し、養育費を支払うという話になっていたが途中で音信不通になり全く支払われていない。

○支払わない

- ・相手が払わないの一点張りだった。
- ・相手が渡したくないと言った。

○お金がない

- ・相手の経済力の無さ。
- ・相手も経済的に余裕がないとの事で、無しにしました。
- ・相手の借金返済を優先された。
- ・調停をしたが、会社経営はしてるものの、役員に名前がないので、無職と扱われ、取り下げした為。

○折り合わない

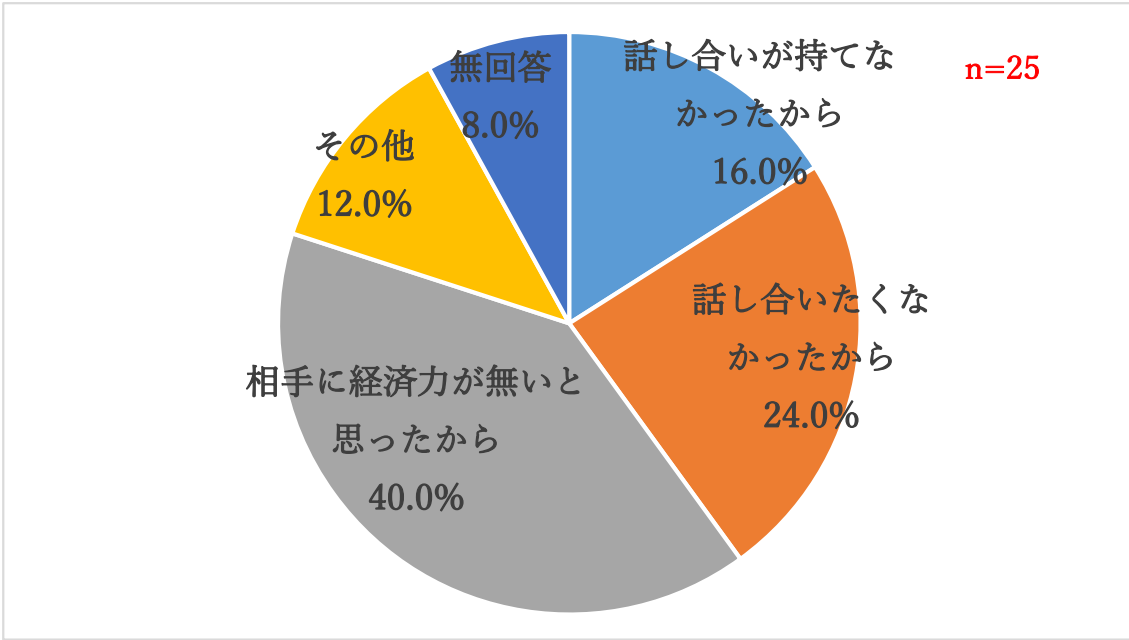
- ・お互いの提示金額の相違。

**【考察】**

養育費について話し合ったが決められなかった理由として、無職・借金・資力の無さなど、経済的な問題に起因するものが多いほか、親族の介入や連絡が取れないなど、関係性の複雑さが窺える。

問6-5 「話し合わなかった」を選んだ方は、話し合わなかったのは次のどれに該当しますか。

「相手に経済力が無いと思ったから」が40.0%で最も多く、「話し合いたくなかったから」が24.0%、「話し合いが持てなかったから」が16.0%となっている。



1	話し合いが持てなかったから	4	16.0%
2	話し合いたくなかったから	6	24.0%
3	相手に経済力が無いと思ったから	10	40.0%
4	その他	3	12.0%
5	無回答	2	8.0%

25 件

〈その他〉

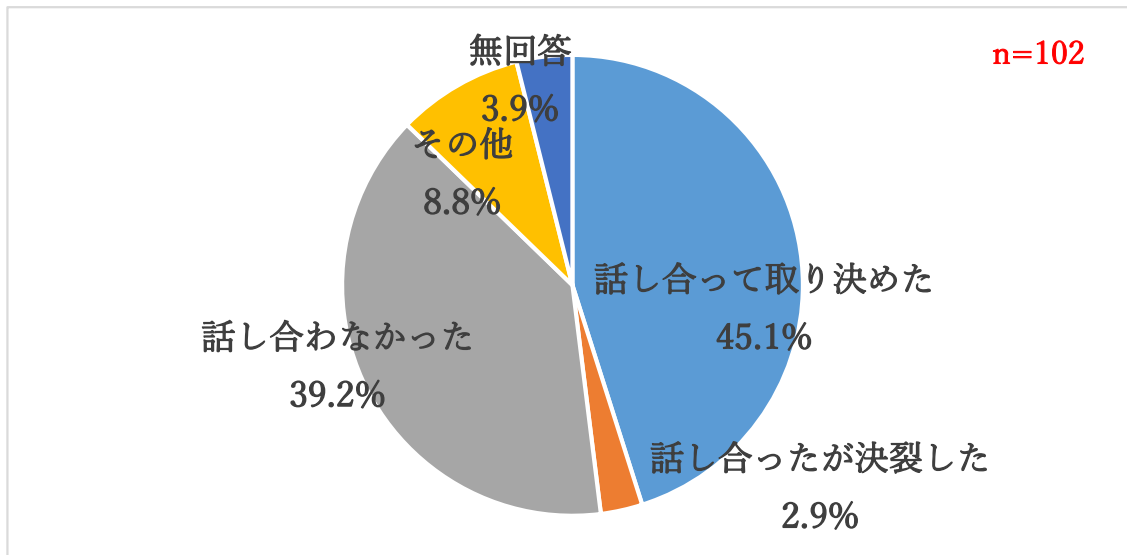
- ・養育費を貰わない代わりに、子どもにも会わせない事にした。
- ・前述通り命の危険を感じた為、相手の精神が安定するか息子が自分の身を自分で守れるくらい成長するまで出来る限り関わりを持ちたくなかったので、話し合いたくなかったし、とても話し合いは出来なかったし、経済力もなかったので、全てに当てはまる。

**【考察】**

養育費について話し合わなかった理由として、「相手に経済力が無いと思った」が40.0%と、ここでも相手方の経済力が要因となっている。「その他」を選び「命の危険を感じたため」と回答した方は、併せて経済力のなさも理由としている。

## 問7 面会交流の取り決めについて、次のどれに該当しますか。

「話し合って取り決めた」は45.1%、「話し合わなかった」が39.2%となっている。「その他」では、危険を伴うことから様子を見ているという回答もあった。



1	話し合って取り決めた	46	45.1%
2	話し合ったが決裂した	3	2.9%
3	話し合わなかった	40	39.2%
4	その他	9	8.8%
5	無回答	4	3.9%

102 件

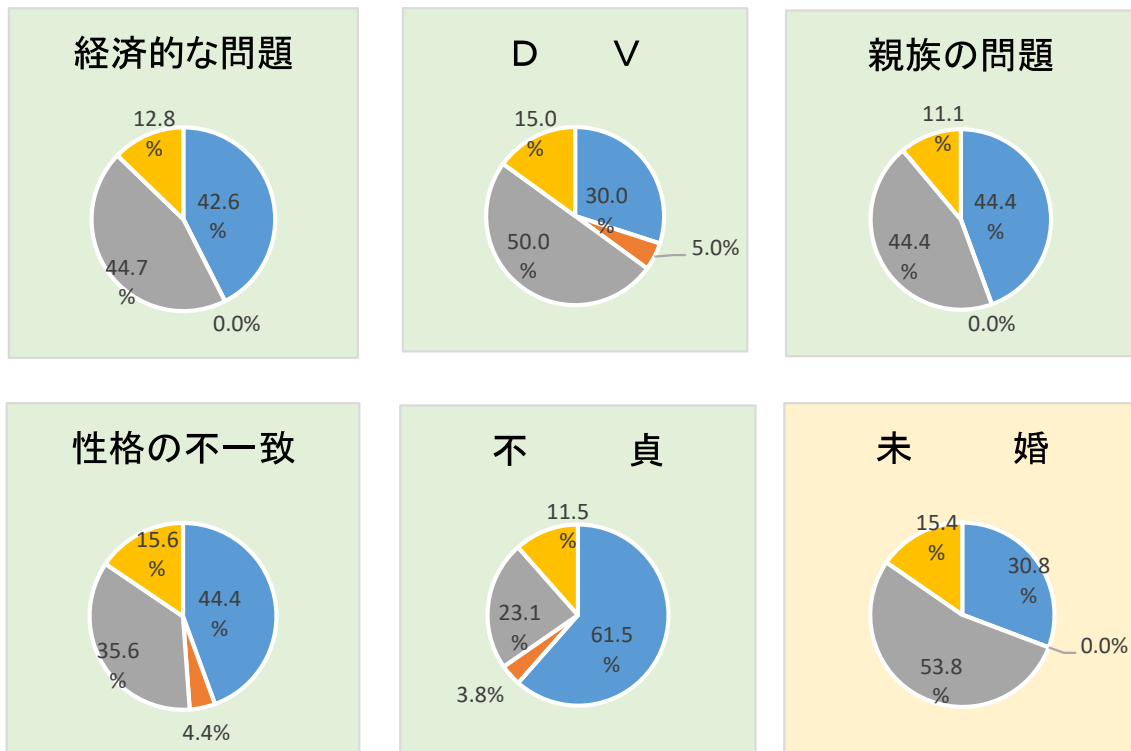
〈その他〉

- ・話し合いにならなかった。
- ・途中から相手が拒否した。
- ・会いたくないと言われた。俺は死んだ事にしてくれと言われた。
- ・何度も面会の申し出はあったが前述通り事件性が高かった為、相手の精神状態や息子の成長を考慮して時期をみていた。
- ・自由。
- ・自分を通さず、好きなように父子で直接やり取りしてくださいと双方に伝え、双方の連絡先を伝えた。

## 【考察】

面会交流については、「話し合って取り決めた」方は45.1%である。一方「話し合わなかった」方が39.2%となっている。「その他」では、危険を伴うことから様子を見ているという回答もあった。離婚理由に「DV」を挙げた20人うち「話し合って取り決めた」と回答した割合は3割に留まっている。やっと恐怖から逃れたDV被害者は、面会交流という選択肢を選べる状況にない。

[問7 面会交流の取り決めについて、次のどれに該当しますか。(離婚の原因別集計)]



話し合ってたが決裂した
  話し合ってた
   
 話し合わなかった
  その他・無回答

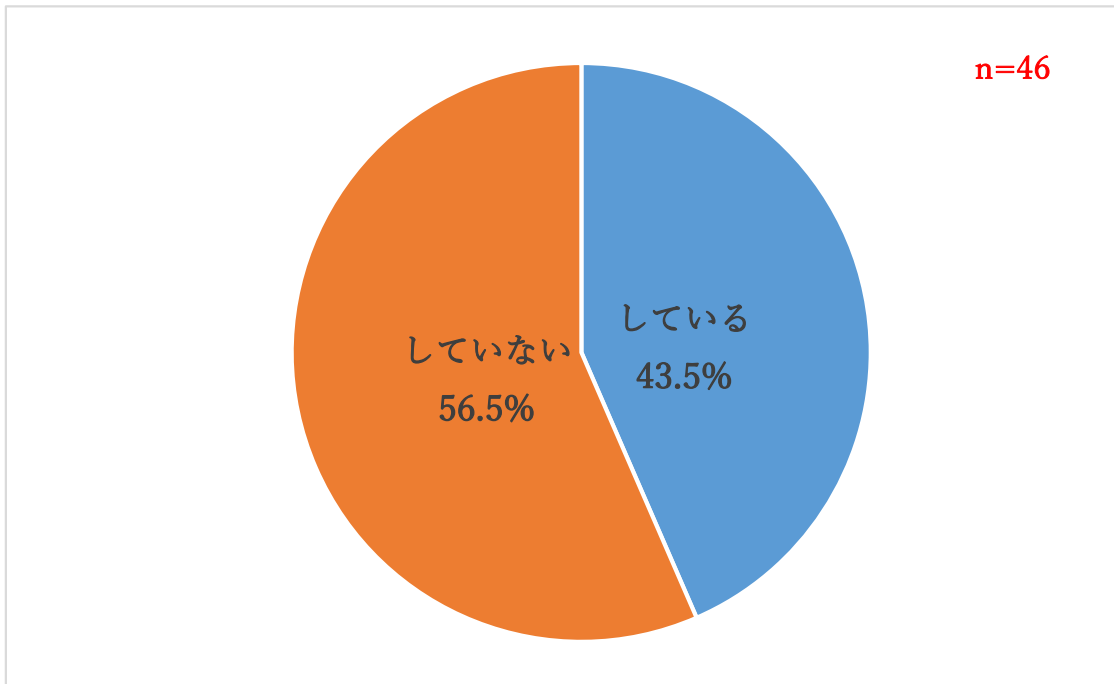
(単位:上段 件数, 下段 %)

区 分	話し合ってた 取り決め た	話し合っ たが決裂 した	話し合わ なかった	その他 無回答	計	
1 離	経済的な問題	20	0	21	6	47
		42.6	0.0	44.7	12.8	100.0
2 離	D V	6	1	10	3	20
		30.0	5.0	50.0	15.0	100.0
3 離	親族の問題	8	0	8	2	18
		44.4	0.0	44.4	11.1	100.0
4 婚	性格の不一致	20	2	16	7	45
		44.4	4.4	35.6	15.6	100.0
5 婚	不 貞	16	1	6	3	26
		61.5	3.8	23.1	11.5	100.0
6 未	未 婚	4	0	7	2	13
		30.8	0.0	53.8	15.4	100.0



問7-2 「話し合って取り決めた」を選んだ方へお聞きします。面会交流はしていますか。

取り決めたとおり面会交流を「している」が43.5%となっている一方、「していない」は56.6%と半数を超えている。



1	している	20	43.5%
2	していない	26	56.5%

46 件

**【考察】**

取り決めた方の43.5%は取り決めた通り行っているが、反面、56.5%と半数を超える方が「していない」と答えていることは、継続の難しさを示している。

**問7-3 「していない」を選んだ方は何故していないのかをご記入ください。****○面会交流しないと決めていた**

- ・出産前の話し合いで決めたから。
- ・会わない約束をしたから。
- ・面会交流の取り決めの時点で、相手側が会わないと取り決めたため。

**○事情が変わった**

- ・月1の話だったが、相手方の仕事の都合により2ヶ月に1回会えるかどうか。
- ・最初はしていたが、子供と相手の時間的都合が合わなくなった。

**○新型コロナのため**

- ・一度したことがあるが今はコロナのためしていない。
- ・コロナ前までは、1年に1回は会いにきていた。ここ2～3年は会っていないが、毎週日曜日に電話やビデオ電話している。
- ・遠方にいるのでコロナ前に一度会ったきりになっている。テレビ電話を1回か2回したけど相手のスマホが故障して画面が映らなくなってそれっきり。子供は毎日のようにパパの話をしています。

**○相手が再婚した**

- ・相手が再婚し、再婚相手が子どもと会うのを嫌がったため、もう二度と子どもには会わないと一方的に連絡を遮断された。
- ・相手が再婚しているため。
- ・相手が再婚した。
- ・相手が会いたいと思っていない。相手にすぐ家庭ができた。

**○音信不通**

- ・県外にいるらしく、連絡も音信不通になっている。
- ・どこにいるかわからない。音信不通になった。
- ・相手と連絡がとれなくなったから。
- ・相手方が連絡先を変更して教えて来ないので連絡のしようがない。

**○相手が面会を望まない**

- ・父親が面会を望まない。
- ・相手が子どもに会わないと言った。
- ・面会要望がない為。

**○会わせられない**

- ・DVがあったので、警察から子供と会わせないようにいわれました。

**○会わせたくない**

- ・養育費を受け取る以上、面会させなければいけないと裁判所で言われたが、DVを理由に離婚している為、会わせたくない。子どもが大人になった時に、どうしても会いたいという希望があれば、会わせる可能性はあるかもしれない。
- ・自分の時間が欲しいと言った相手が、都合のいい時だけ子どもに会うのが面白くなかったから。
- ・会わせたくない。(家庭が成り立つような額の収入の仕事をしてなかったのも理由の一つです。また離婚理由にもあるように、不貞や薬物などしている親がいると噂されたりしたら子供に悪影響を及ぼすと考えたから。)

**○子どもが会いたがらない**

- ・子供が会いたがらないため。
- ・極たまにしているが、会うと子供の心が乱れるから会わない様にしている。

## 【参考】

問7で「話し合ったが決裂した」を選び「なぜ面会交流していないのか」に記入があったもの

- ・相手が会いたいと思っていない。相手にすぐ家庭ができた。
- ・調停で会わせないようにしてくださいといわれた。

問7で「話し合わなかった」を選び「なぜ面会交流していないのか」に記入があったもの

- ・話せなかった。
- ・相手が再婚しているため。
- ・子どもに会わせたくなかったし、相手も特段面会を望まなかった。その後、一度連絡が来たが、その時は会わせなかった。
- ・子供とはいつでも面会してもいいと言った。
- ・親が決めるのではなく、子供が会いたいと思って相手も会いたいと思っているなら約束をしなくても会えばいいものだと思うから。

問7で回答がなく、「なぜ面会交流していないのか」に記入があったもの

- ・父親が面会を望まない。
- ・ごくたまにしているが、会うと子供の心が乱れるから会わない様になっている。

## 【考察】

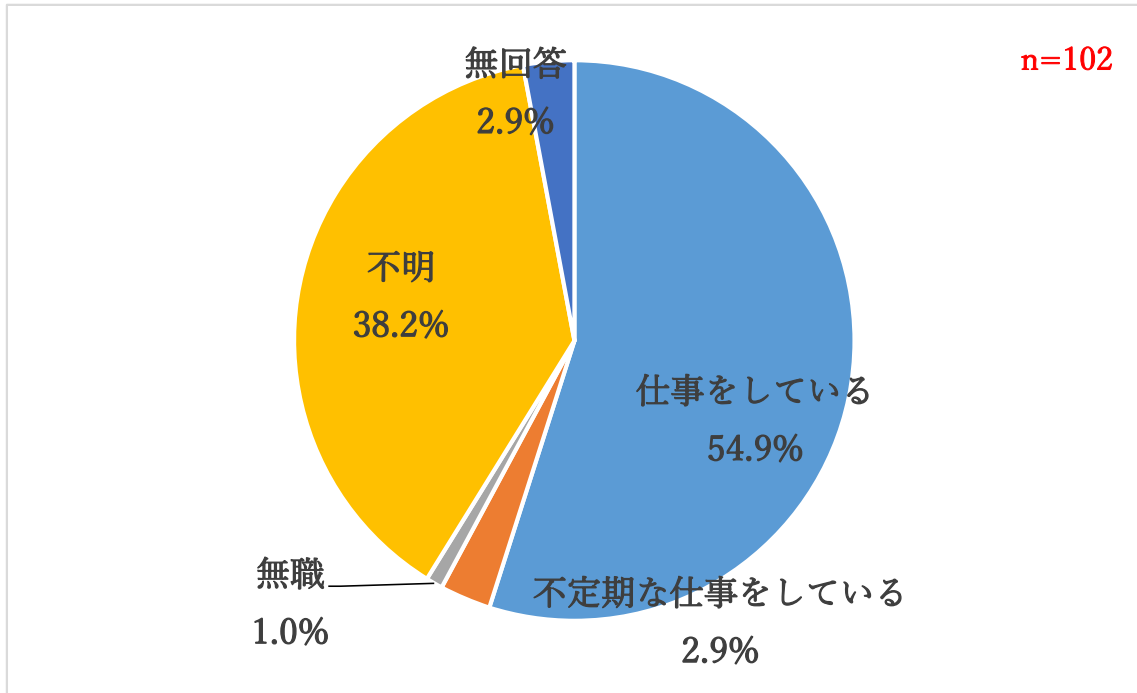
自由記載である。感情の行き違いや、相手方の再婚などの生活の変化、またDVなどによる危険性のほか、「相手方が会わないと言った」「連絡が取れなくなった」など、ここでも関係性が良くない状況がわかる。面会交流の実施や継続に係る課題は、相手方の環境の変化や意識、双方の感情などが複雑に重なり合い、一様な解決策では対応できないことがわかる。

一方、子どもが別れた父と連絡を取りあったり、父に会いたがっている様子が読み取れるものもある。互いの理解と関係性が保たれていれば、スムーズに進む実例がここにある。

また、「話し合って決めた」以外の回答者が、「その他」の欄に面会交流を行っていない理由の記載があったので、参考までに掲載した。ここにも一様ではない離婚の事情があり、面会交流の実施や継続の難しさが見える。

## 問8 相手方は現在仕事をしていますか。

「仕事をしている」と答えた方は54.9%、「不規則な仕事」が2.9%、「無職」が1.0%、「不明」が38.2%となっている。



1	仕事をしている	56	54.9%
2	不規則な仕事をしている	3	2.9%
3	無職	1	1.0%
4	不明	39	38.2%
5	無回答	3	2.9%

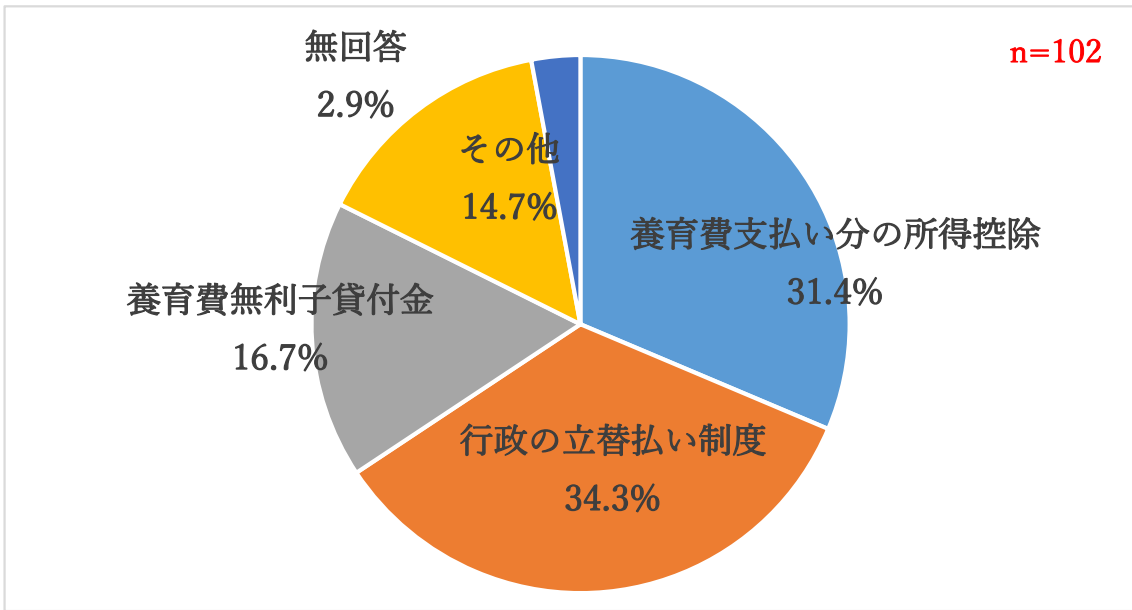
102 件

## 【考察】

現在相手方が「仕事をしている」と答えた方は54.9% 「不規則な仕事」と「無職」と答えた方を合わせると3.9%、「不明」が38.2%となっている。相手方が離婚時に仕事をしていた68.6%に比べると、現在では13.7ポイント低くなっており、相手方の経済状況が悪化している可能性も考えられる。一方で、「不明」は38.2%と、既に離婚後の相手方との連絡が取れておらず関係性が良くないことがわかる。

問9 養育費について、どうすればもらいやすくなると思いますか。どのような支援や制度を希望しますか。

「行政の立替払い制度」が34.3%と最も多く、次いで「養育費支払い分の所得控除」が31.4%となっている。



1	養育費支払い分の所得控除	32	31.4%
2	行政の立替払い制度	35	34.3%
3	養育費無利子貸付金	17	16.7%
4	その他	15	14.7%
5	無回答	3	2.9%

102 件

〈その他〉

○強制的に取れるように制度化する

- ・離婚届提出時に、相手方の給与または預金等口座から、こどもの学校徴収金引き落とし口座や児童手当口座へ入金するよう手続きをする。むやみに行政や自治体が立替をすると、余計に支払われなくなるのではないかと。また所得控除など、若くて離婚する夫婦は制度はおろか控除という言葉や意味さえ知らない場合が多いのではないかと。
- ・離婚届を出すと自動的に収入が多い方が親権のある方に自動的に払う制度というのがあればいいと思います。
- ・養育費を支払わない場合には強制的に共同親権にする。本人が支払えない場合は、親族が払うことにする。
- ・公正証書を義務化。

- ・どのような制度が出来ても多角的にみて支払い能力のある人は支払うし、支払い能力のない人は支払わないと思うので、子どもの養育費として立て替え出来る機関があるのだとしたら親の申請制度ではなく後日親へ請求・徴収できる仕組みがあれば良いと思う。

○制度化すべき問題ではない

- ・養育費は被監護者の子に対する義務・責任であることから、当事者間で話し合いすべき問題であり、支援制度により確保しようとするのは筋違いと考えます。結果的に養育費をもらえなくなったとしても当事者同士の責任でありそれに対して税金等を投入すべきではない。養育費をもらえないのであればその分働いたり身の丈にあった生活をすべきと考えます。
- ・養育費を貰おうとか甘えてる。自分の力で稼いで頑張れ。

○払う気がない人に何をしてもムダ

- ・養育費が支払う気がないので該当しない。
- ・払う気がない人間に何をすれば良いのか分からない。諦めている。
- ・元旦那が結婚する相手が難病だから支払えないし支払うつもりはないと言われた。本人が親としての責任が持てない人にどんな法整備をしても無理だと思いますし聞いた話で家庭があり子供もいて今更親権を欲しいと言うとは思えない。子供を会わせて何かあったら誰が責任を取るのか？
- ・調停員による説得も無理だったので人によっては無理だと思う。

○その他の意見

- ・私自身もらうことを考えなかったなので、その件についてはよく分かりません。
- ・もらうべきだと思うが怖い。
- ・他界してるらしいから。
- ・わからない。

【参考】

〈養育費無利子貸付金〉を選択し、その他に回答があったもの

- ・制度があったとしても申請が支払う者が行うのであればそれを相手側が申請しなければ結局は意味のない制度になってしまうので、その辺も子供の為と言う制度にするのであれば申請はどちらでも行える様にしなければならないと思う。

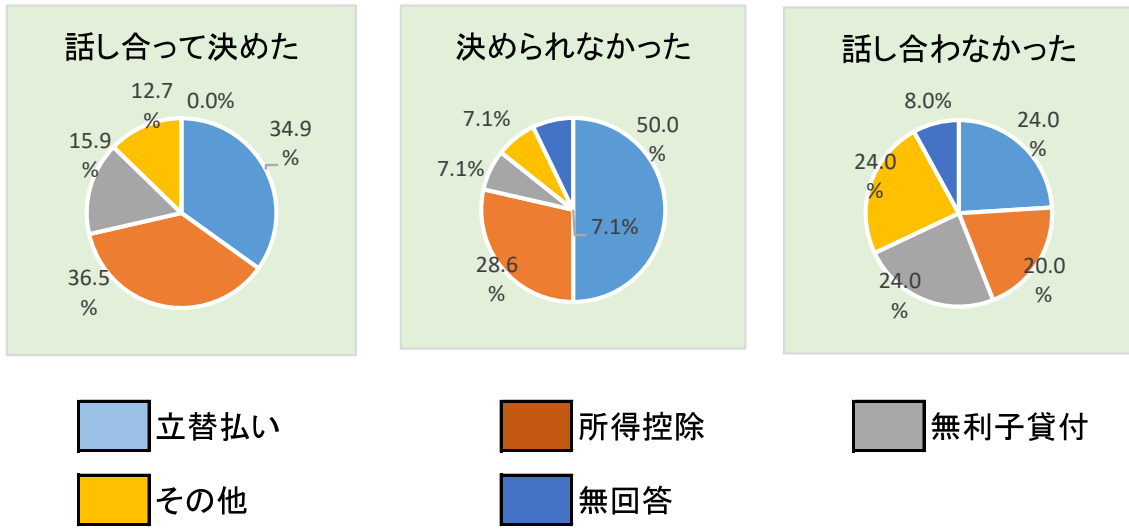
【考察】

希望する養育費の支援制度として、「行政の立替払い制度」が34.3%と最も多く、次いで「養育費支払い分の所得控除」が31.4%となっている。「その他」として、様々な自由記述が書かれているが、個々の経験からの意見であり、具体例として参考になる。

「養育費の話し合い」別に「支援制度」の希望をみると、「話し合ったが決められなかった」と答えた方の半数が「立替払い」を希望しており、立替制度に対する期待が窺える。

一方「話し合わなかった」と答えた方は回答がばらついており、相手に支払う気が無い、資力が無い場合であっても有効な支援制度として整備していく必要がある。

[問9 養育費について、どうすればもらいやすくなると思いますか。どのような支援や制度を希望しますか。(「養育費の話し合い」×「支援制度」)]

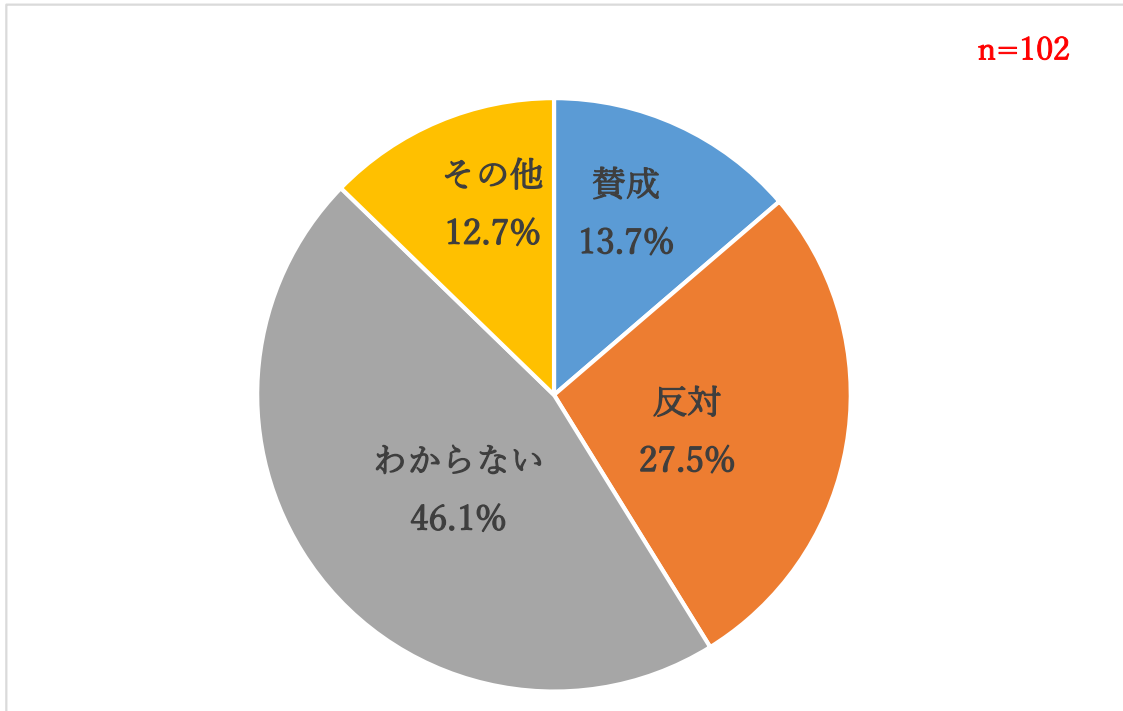


(単位: 上段 件数, 下段 %)

区分	立替払い	所得控除	無利子貸付	その他	無回答	計
1 話し合って決めた	22	23	10	8	0	63
	34.9	36.5	15.9	12.7	0.0	100.0
2 話し合ったが決められなかった	7	4	1	1	1	14
	50.0	28.6	7.1	7.1	7.1	100.0
3 話し合わなかった	6	5	6	6	2	25
	24.0	20.0	24.0	24.0	8.0	100.0
計	35	32	17	15	3	102
	34.3	31.4	16.7	14.7	2.9	100.0

## 問10 共同親権についてどう思いますか。

「賛成」が13.7%に対して、「反対」が27.5%とほぼ2倍の回答となっている。一方で「わからない」が46.1%となっている。



1	賛成	14	13.7%
2	反対	28	27.5%
3	わからない	47	46.1%
4	その他	13	12.7%

102 件

## 【自由意見】

## 〈賛成〉

- ・子どもが両方の親と関われるので寂しさを与えなくて済むし、兄弟がバラバラにならなくて済む。
- ・夫婦の都合で離婚して、子供には申し訳ない気持ちでいっぱいです。でも子供の心の中にはパパがいつもいるようです。手紙を書いて出したりしています。

## 〈反対〉

- ・共同親権にして相手が勝手に子どもに何かしたら誰が責任を取るのか？法整備をするのは勝手だがこちら側の気持ちをよく考えて頂きたい。



- ・どちらも子育てに口出しし、しまいには口を出すな！金を出せ！状態のケンカになり子どもに悪影響を与えると思う。
- ・共同親権について当方は養育費ももらい、面会交流も月2回行っており、子供の情緒は安定しています。経済的にも最近給与アップしたため問題ないですが、万が一夫とまた共同で育児するとなれば私はまたノイローゼになり、かえって子供が不幸になると思います。

### 〈わからない〉

#### ○一概にいけない

- ・親と子供の関係にもよるので、一概には言えない。
- ・共同親権もいいが、元夫と会いたくないし、近くに住みたくない時は、辛いと思う。子供にとってはどちらの親にも会えるのはDVなどがなければいいことだと思う。親権が一方にあるので簡単に別れられたが、共同親権になったら、弁護士をいれて細かく決めて別れなければならないと思う。わたしは、親権がもらえるなら、慰謝料など求めないという交換条件を出して別れた。
- ・お互いが独身であれば会っても良いけど、再婚などをして家庭を持ったら会いたくない（会わせたくない）と思うから。
- ・ただしいとは思いますが怖い。

#### ○選択できればいい

- ・共同で親権を持つことがいいのか悪いのか、一人ひとりケースがあるのでなんとも言えない。私の場合は、まだ円満に離婚したので、子どもたちがお父さんに会えることがいいと思っていたが、向こうの再婚により子どもたちが連絡することすら拒否されたので子どもたちがショックを受け、一時的に精神不安定になった時期があったため共同親権はとにかくとして、子どもの意見や気持ちが叶えられるようになってくれれば…。また、周りにDVで離婚した人もいて、共同親権にしてしまうと大変なことになってしまうケースなどもあるため、選択できるようにしておかないといけないと思う。
- ・良いとは思いますが、やはり相手次第。共同親権も、あれば選べるかたちで良いかなと思いました。とにかく、女性ばかりが大変な思いをしている時代です。

#### ○関わりたくない(反対)

- ・私の場合は、2回離婚してますが子供達の父親は次女が入院している際に他に女の人が出て、病院への付き添いもせず見舞いにも来ずで離婚したので、養育費は3人分で3万しか払えないと言われたんですが、毎月相手方の家に子供を泊まらせ、入学式、卒業式、その他の学校行事には相手方も参加させるとか色々条件つけられてだったので、3万円の為に精神的苦痛を受けるのが嫌で養育費受け取らなかった。そんな事情なので元夫とは関わりたくないです。子供達も会いたいとかそんな素振りは今一度もありません。

### 〈その他〉

#### ○一概にいけない

- ・状況によりけりだと思う。私の場合は単独親権でよかったです。
- ・共同親権が良いか悪いかは、人それぞれだと思います。
- ・家族によって、さまざまなケースが考えられると思うので、一概には決められない。詳細から判断して、共同親権が適当とされた場合のみ賛成。単独か共同か選べれば良いと思う。
- ・子供によって、考えや思いが違うから、難しい問題です。

## ○選択できればいい

- ・個々の家庭の状況により、共同親権が子供にとって精神的な苦痛や負担を伴う可能性もあります。離婚時の家庭状況などによりどちらかを選択出来るならまだしも、共同親権を法制化して当事者に強制することが必ず正しいとは思えない。子供の事を本当に考えるのであれば選択肢をいかに増やすかが大事なのではないでしょうか？
- ・ケースバイケースで選択できるとよい（子供にとって一番負担のない方法を熟慮した上で）。
- ・状況によるので、選択できるのであれば賛成。
- ・その人たちがそうしかつたらそうすればいいと思う。
- ・ケースバイケースで共同親権か今まで通りかを双方または子供の意見も交えて話し合っ決めてられるようになれば良いのではと。
- ・離婚でも未婚でも共同親権程の覚悟と自覚と責任を持って子どもを育てていける世の中になってほしいと思いつつ、多様性が進む社会の中個々の事情もあると思うので、共同親権を希望する親は選択できる柔軟性があり、またその選択が適正かどうか判断できる第三者機関などがあれば良いのかなと思いました。高齢者を支える社会から子ども達を健やかに育てる社会へと、少しでも環境が整ってくれたらと願うばかりです。

## ○難しい・反対

- ・子供にかかわることの決定など、話し合いが必要な場面で両親が円満な状態でなければ難しいように思う。話し合いができて意思の疎通ができる状態であれば離婚してない。
- ・親である事を放棄した方に権利が有っても無意味だと考える。
- ・書き込む場所が無いためここをお借りします。上記質問内容に納得いかないまま回答しております。私的文書もって約束と回答しましたが、相手のきょうだい勝手に私的文書を作成してきて、話し合った内容の金額より減額しておりました。私に言われたからサインしたとか言わないでね、などとり方では脅しとも取れる一言を残しサインさせられました。故に共同での子育てなんてとてもでは無いです。「反対」です。

## 【共同親権にのみ提出された意見】

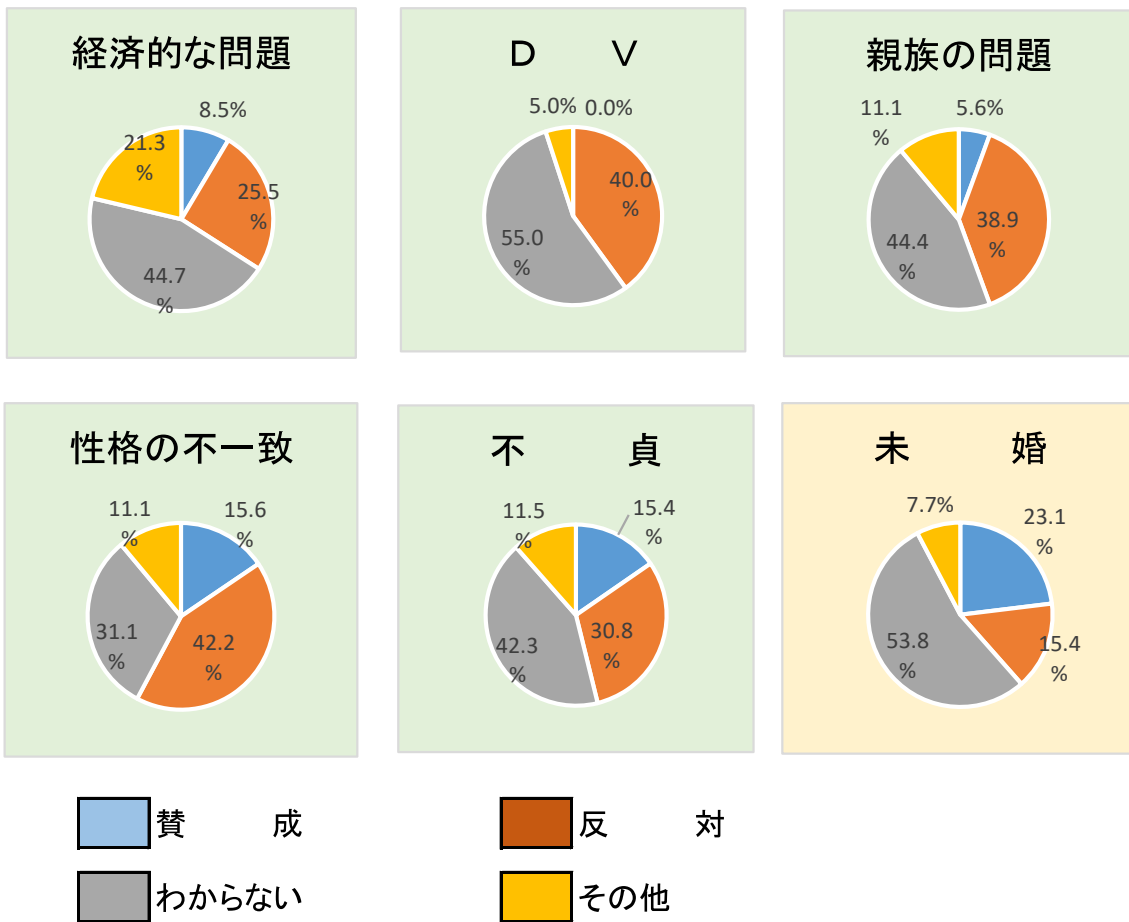
- ・共同親権には反対である。学校や行政から、両方の親で相談しなければいけないことが起きると子どもに負担がかかる。自分の子どもが学校を受験する際、学校の体制が子どもの意見よりも親の意見を尊重する体制にあった。もし共同親権になった場合、両方の親から承諾を取るとなると時間もかかるし、親がもう一方の親と連絡を取り合うことで受けるストレスを子どもも敏感に感じ、子どものストレス、負担になる。

## 【考察】

共同親権について「賛成」が13.7%に対して、「反対」が27.5%と2倍の回答率となっている。一方、注目すべきは「わからない」が46.1%と、当事者のほぼ半数が、共同親権について明確な判断ができない状況である。

今後、国において共同親権の法制化について最終的な検討がされるが、当事者たちが置き去りのまま、制度だけが先走りすることがあってはならない。当事者団体からの聴取を踏まえた更なる検討が必要である。

問10 共同親権についてどう思いますか。(離婚原因別集計)



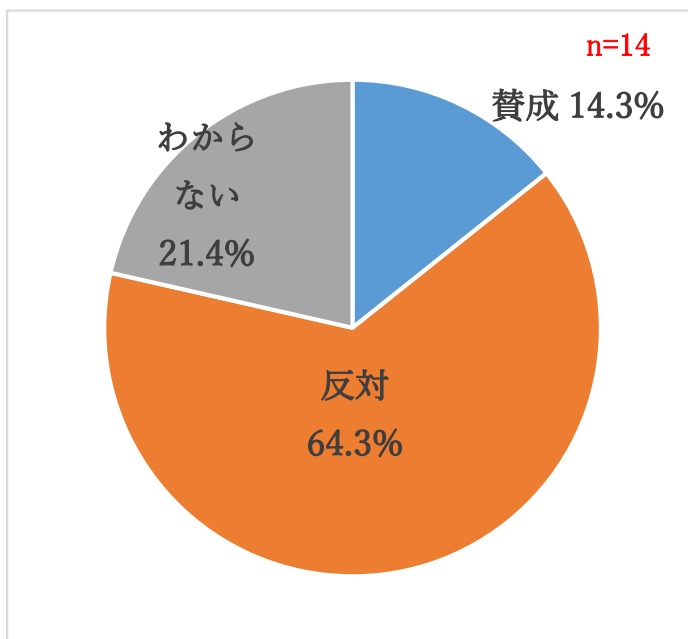
(単位:上段 件数, 下段 %)

区 分	賛 成	反 対	わからない	その他	計
1 離	4	12	21	10	47
	8.5	25.5	44.7	21.3	100.0
2 離	0	8	11	1	20
	0.0	40.0	55.0	5.0	100.0
3 離	1	7	8	2	18
	5.6	38.9	44.4	11.1	100.0
4 婚	7	19	14	5	45
	15.6	42.2	31.1	11.1	100.0
5 婚	4	8	11	3	26
	15.4	30.8	42.3	11.5	100.0
6 未 婚	3	2	7	1	13
	23.1	15.4	53.8	7.7	100.0

[問10 共同親権についてどう思いますか。  
(養育費・面会交流とのクロス集計) ]

集計の条件			
	質 問		回 答
1	問6	養育費の話し合いについて、次のどれに該当しますか。	話し合って決めた
2	問6-3	養育費は現在も受け取っていますか。	取り決めた通り受け取っている
3	問7-2	面会交流はしていますか。	している

問1で「離婚」「未婚」と回答した102名のうち、上記1～3にあてはまる回答者は14件であり、その14件について、問10の区分ごとに集計した。

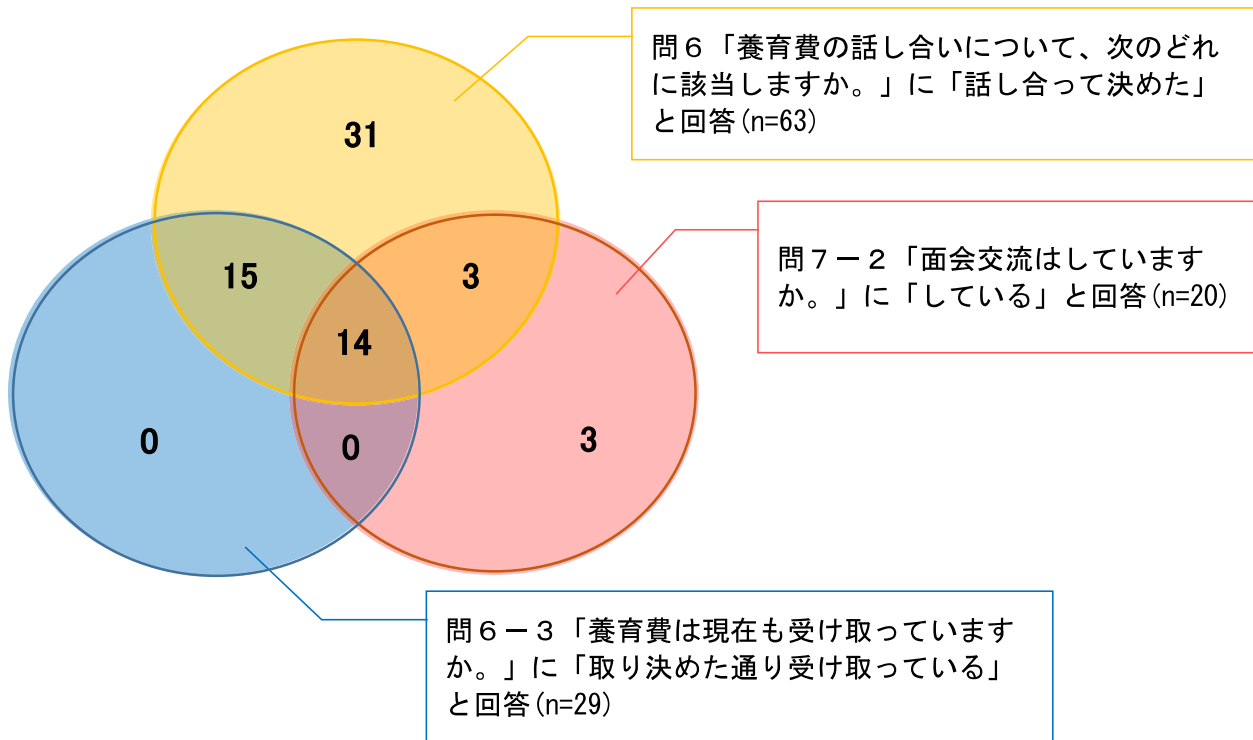


賛成	2	14.3%
反対	9	64.3%
わからない	3	21.4%
その他	0	0.0%

14 件

#### <反対>

- ・どちらも子育てに口出しし、しまいには口を出すな！金を出せ！状態のケンカになり、こどもに悪影響を与えると思う。
- ・共同親権について当方は養育費ももらい、面会交流も月2回行っており、子供の情緒は安定しています。経済的にも最近給与アップしたため問題ないですが、万が一元夫とまた共同で育児するとなれば私はまたノイローゼになり、返って子供が不幸になると思います。



	【問6】	【問6-3】	【問7-2】	【問10】
【問6】 話し合っただめた		29	17	9
【問6-3】 取り決めた通り 受け取っている	29		14	5
【問7-2】 面会交流を している	17	14		5
【問10】 共同親権に 賛成	9	5	5	

## 【参考】問6「養育費の話し合い」×問7「面会交流」×問10「共同親権」

養育費・面会交流とも「話し合っで決め」た人のうち共同親権についても「賛成」している人は7件で、共同親権に「賛成」している人全体の14件のうち50.0%と半数となっている。しかし、養育費・面会交流とも「話し合っで決め」ているが、共同親権には「反対」している人は16件で、共同親権に「反対」している人全体の26件のうち57.1%と半数を超えている。

一方、養育費・面会交流と「話し合わなかった」人については、共同親権に「賛成」している人はおらず、「反対」が5件、「わからない」が13件となっている。

(単位:件)

区分	面会交流						計						
	話し合っで取り決めた	話し合っだが決裂した	話し合わなかった	その他	無回答								
養育費の話し合い	話し合っで決めた	賛成	7	賛成	1	賛成	0	賛成	1	賛成	0	賛成	9
		反対	16	反対	0	反対	3	反対	0	反対	0	反対	19
		わからない	14	わからない	2	わからない	10	わからない	0	わからない	1	わからない	27
		その他	4	その他	0	その他	2	その他	1	その他	1	その他	8
		計	41	計	3	計	15	計	2	計	2	計	63
話し合っだが決められなかった	話し合っだが決められなかった	賛成	2	賛成	0	賛成	1	賛成	0	賛成	0	賛成	3
		反対	0	反対	0	反対	1	反対	2	反対	0	反対	3
		わからない	0	わからない	0	わからない	2	わからない	2	わからない	1	わからない	5
		その他	1	その他	0	その他	2	その他	0	その他	0	その他	3
		計	3	計	0	計	6	計	4	計	1	計	14
話し合っでなかった	話し合っでなかった	賛成	0	賛成	0	賛成	0	賛成	1	賛成	1	賛成	2
		反対	1	反対	0	反対	5	反対	0	反対	0	反対	6
		わからない	1	わからない	0	わからない	13	わからない	1	わからない	0	わからない	15
		その他	0	その他	0	その他	1	その他	1	その他	0	その他	2
		計	2	計	0	計	19	計	3	計	1	計	25
計	計	賛成	9	賛成	1	賛成	1	賛成	2	賛成	1	賛成	14
		反対	17	反対	0	反対	9	反対	2	反対	0	反対	28
		わからない	15	わからない	2	わからない	25	わからない	3	わからない	2	わからない	47
		その他	5	その他	0	その他	5	その他	2	その他	1	その他	13
		計	46	計	3	計	40	計	9	計	4	計	102

注)表中の件数は、「養育費の話し合い」と「面会交流」の区分ごとに「共同親権」についての回答件数を示したものの